

公 示

第五管区海上保安本部長公示第 24 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 8 年 7 月 27 日

第五管区海上保安本部長（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- | | | |
|-----|-----|---------------------|
| （１） | 名 称 | 近畿地方整備局 和歌山港湾事務所 |
| | 住 所 | 和歌山県和歌山市湊葉種畑の坪 1334 |
| （２） | 名 称 | 第五管区海上保安本部 |
| | 住 所 | 兵庫県神戸市中央区波止場町 1-1 |

2 水路測量を実施する区域及び期間

- | | | |
|-----|-----|---|
| （１） | 区 域 | 日高港（付図のとおり） |
| （２） | 期 間 | 令和 8 年 8 月 24 日から
令和 8 年 9 月 30 日までのうち 1 日 |

3 水路測量の実施方法

GNSS による測位、精密音響測深機による海底地形調査等

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識（白紅白のえん尾旗）を掲揚する。

